

岩手県告示第71号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、種苗生産事業者の登録に係る講習会を次のとおり開催する。

平成22年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月26日(金)午前9時から午後5時まで

(2) 場所 岩手県庁6階 6-D会議室

2 受講手続 受講申込書を平成22年2月15日(月)までに所管広域振興局又は地方振興局の長に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県農林水産部森林整備課又は最寄りの広域振興局、総合支局、農林センター若しくは地方振興局の林務担当部局若しくは岩泉林務事務所に問い合わせること。